

アビスパ福岡 × 赤い羽根共同募金  
**クルマをおくろうPROJECT 特別車両配分**  
**福岡県共同募金会 実施要綱**

社会福祉法人 福岡県共同募金会

## 1. 趣 旨

赤い羽根共同募金は、県内のお年寄りや障がいのある方々を支える活動や災害時の支援等を含む様々な福祉活動を財源面で支えています。しかし、昨今の厳しい物価高騰などの社会経済状況の影響により、地域ではよりきめ細やかなサービスの支援提供が求められています。特に支援を求める声が多いものが、車いすのまま乗車ができる特別車両や、施設に通う方が通院・送迎・就業の際に使用する福祉車両の整備です。

本プロジェクトでは、一般募金A枠配分に、「赤い羽根応援サポーター」である「アビスパ福岡」様のご協力のもと、試合会場の募金活動等で皆さまからご支援いただいた募金を加えることで、福岡県内の福祉施設に対し「福祉車両」を配分します。

## 2. 実施者

社会福祉法人 福岡県共同募金会  
アビスパ福岡（運営：アビスパ福岡株式会社）

## 3. 対象団体

- ・社会福祉法人、特定非営利活動法人で、次のいずれにも合致するもので、車両稼働が週4日以上ある団体であること。
- ・福岡県内に活動拠点があり、団体としての活動実績が3年以上ある団体であること。
- ・配分後に福岡県共同募金会及びアビスパ福岡が実施するセレモニー等で、車両の贈呈式（令和9年4月上旬頃）に出席できること。
- ・団体の規約等を備えており、活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること。
- ・活動計画、予算、決算等が整備されていること。
- ・特定の宗教や政治思考を広めることを目的とする団体、反社会的勢力※1および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと。

※1 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が配分対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

## 4. 配分対象事業

県域、広域における社会福祉を目的とした事業や、地域福祉課題解決のための事業に使用す

## る車両等（介護車両・送迎用車両等）の購入

- （例）・福祉施設における利用者の送迎・通院用車両  
・地域のつながりづくりや孤立防止・移動支援等の活動に使用する車両

## 5. 配分対象外

次のいずれかに該当するものは配分の対象としない

- ① 同一施設・事業所で、令和6年4月1日以降に下記団体、企業からの配分が決定している場合及び申請している場合

福岡県共同募金会、中央競馬馬主社会福祉財団、JKA、日本財団、清水基金、  
日本郵便株式会社、福祉医療機構、24時間テレビチャリティ委員会、福岡県民共済、  
ヤマト福祉財団、出光文化福祉財団、損保ジャパン日本興亜福祉財団

- ② 国立、県立、市町村立、組合立及び事業団立の施設

- ③ 原則として施設開設後3年以上経過していないもの。

- ④ 配分対象期間外に整備した車両の申請

その他、申請施設等が属する法人の社会福祉充実残額・保有する繰越金・積立金の額によ  
つては、配分対象とならない場合があります。

## 6. 配分金額及び配分率

採択件数 2件以内（福岡市内で1件、それ以外の地区で1件）

（1件あたり上限額300万円。ただし総事業費の3/4を限度とする。）

- （1）配分の対象経費は、基準額明細品目（車両本体価格・フロアマット代・ドアバイザー代  
及び共同募金・チームロゴマーク等のペイント代）の合計額

※車両の買い替えで下取り・値引きが発生する場合は、車両本体価格から差し引くこと。

- （2）車両は、原則エコカー減税対象車両

対象例：利用者に配慮した特殊装備（車いす用リフトまたはスロープ、車いす収納装置  
車いす固定装置類、回転シート、乗降ステップ）

対象外：保険料、税金、リサイクル料等の諸経費

## 7. 車両整備期間

令和8年4月から令和9年3月31日（金）まで（令和8年度中）

## 8. 配分車両の仕様について

配分車両にはアビスパ福岡による「クルマをおくろうPROJECT」の贈呈車両である旨の記載  
と、当会指定のマーク及びイラストのペイントをすること（詳細は配分決定時に通知）

## <イメージ>



車両の両側面に下記の明示

- ・『クルマをおくろう PROJECT』の明示
- ・チームのロゴマーク等
- ・赤い羽根共同募金のロゴマーク等
- ・施設名・法人名



©avispa FUKUOKA

## 9. 配分の決定

令和8年3月下旬頃（当会より文書にて配分可否の通知をします。）

申請内容を精査の上、当会が定める配分委員会により配分団体及び金額を決定します。

## 10. 提出書類

下記、全てを郵送または持込にて提出してください

(1) クルマをおくろう PROJECT 特別車両配分申請書（様式1）

(2) 定款又は寄付行為（会則、規約）

(3) 評議員・役員名簿（氏名、役職名等）

(4) 施設認可書（写）

(5) 申請時点で確定している直近年度の事業報告書・収支決算書

※収支決算書については、法人全体及び申請施設の状況がわかるもの

(6) 令和7年度事業計画書・収支予算書

※収支予算書については、法人全体及び申請施設の状況がわかるもの

(7) カタログ（車両の写真やスペックがわかる該当部分を赤枠で明示のこと）

(8) 見積書（構造・規模・定価・値引額が明記されたもの）（写し可）

※見積書は3社以上から同日の日付で取り寄せてください（同じ車の見積りです）。

※車両の買い替えの場合、従来使用していた車両の下取りまたは廃車に係る費用も見積書

に記載してください。

(9) 申請事業に係る現在の状況

※様式「現有車両の状況【法人全体】」を添付してください。

(10) 施設のパンフレット等

(11) その他参考となる資料

## 11. 注意事項

- (1) 配分決定以前に購入・契約した車両は対象となりません。
- (2) 配分金は精算払い（後払い）、事業完了後の送金です。
- (3) 複数の施設を運営する法人の申請は1施設に限ります。
- (4) 他の補助金、助成金を受ける事業は対象外です。

## 12. 申請方法

書類受付期間：令和7年12月8日（月）～令和8年1月19日（月）必着

申請書類は受付期間内に当会へ到着するように郵送または持参してください。

＜提出先＞社会福祉法人 福岡県共同募金会 担当宛

〒816-0806 福岡県春日市原町3-1-7 福岡県総合福祉センター6F メール：[bokin@fuku-shakyo.jp](mailto:bokin@fuku-shakyo.jp)

## 13. 配分決定後の流れ

- (1) 配分方法：精算払い
- (2) 交付・報告：配分が決定した団体は、当該年度内に車両を購入し、次の各号に掲げる書類を添付のうえ、本会あて事業終了後1か月以内に配分請求・完了報告を行ってください。
  - ア A枠特別配分請求書（様式）
  - イ 完了報告書（様式）
  - ウ 購入業者との契約書（写）
  - エ 購入業者の納品書（写）、請求書（写）、領収書（写）または銀行振込領収書（写）
  - オ 共同募金会ロゴマークの表示が確認できる写真
- (3) 情報発信：申請者のホームページ・SNSアカウント等で事業の進捗及び成果を報告してください。その情報を福岡県共同募金会がシェア等で発信することで、周知を図ります。
- (4) 成果報告：福岡県共同募金会及びアビスパ福岡が実施するセレモニー等で、車両の贈呈式（令和9年4月上旬頃）に御参加いただきます。

## 14. その他

- (1) 配分決定後、何らかの事情により当該年度内の車両購入が出来なくなった場合は、速やかに本会に報告すること。
- (2) 附 則 この要綱は、令和7年11月26日から施行する。

## 15. 本件の担当・お問い合わせ先

社会福祉法人 福岡県共同募金会（担当：大神・山本）

〒816-0806 福岡県春日市原町3-1-7 福岡県総合福祉センター6F

E-mail：[bokin@fuku-shakyo.jp](mailto:bokin@fuku-shakyo.jp) / TEL：092-584-3388